

海老名市墓地等の経営の許可等に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この事務処理要綱は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）、海老名市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年海老名市条例第15号。以下「条例」という。）及び海老名市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年海老名市規則第19号。以下「規則」という。）に基づく墓地等の経営の許可等の審査に当たり、事務を統一的かつ円滑に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 墓地等の経営の許可等に関する事務の処理及び審査に当たっては、「墓地経営・管理の指針等について」（平成12年12月6日付け厚生省生活衛生局長通知（生衛発第1764号））に鑑み、次に掲げる基本方針をもとに行うものとする。

- (1) 墓地等の経営者には、利用者が犠牲になるようなことがあってはならないことから、利用者を尊重した高い倫理性があること。
- (2) 墓地等の永続性、非営利性の観点から、単に利益を追求することのない経営・管理を行う組織・責任体制が明確にされていること。
- (3) 墓地等の設置場所について、周辺的生活環境との調和に配慮されていること。

(経営の主体)

第3条 条例第3条ただし書に規定する市長が認めるときとは、個人又は共同の墓地を公共事業等に伴い移転し、又は新設するときとする。

2 条例第3条第1号に規定する地方公共団体とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体とする。

3 条例第3条第2号に規定する主たる事務所又は従たる事務所とは、墓地等の経営の許可等の申請の際、現に宗教活動が行われている拠点の建物とする。

4 条例第3条第2号及び前項に規定する宗教活動とは、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することをいう。

（事前協議）

第4条 条例第4条第3項第1号又は第5号の証明書は、墓地等経営計画協議書の提出日前90日以内に交付されたものとする。

2 条例第4条第3項第2号の宗教法人規則において、宗教法人法第6条第1項に規定する公益事業として墓地経営を行う規定がない場合には、当該宗教法人規則を改正する意思決定を明らかにした書類を添付するものとする。

3 条例第4条第3項第3号の墓地等の設計図は、実測値で設計が行われたもので次に掲げるとおりとする。

（1） 墓地の場合は、墳墓を設ける区域、緑地、通路、管理施設、便所、駐車場その他墓地を利用する者に便益を供するための施設、給水設備及び排水設備等の配置とその面積を記載したもの並びに駐車場及び墳墓を設ける区域にあってはその区画数を記載したもの並びに建物の平面図、立面図及び配置図

（2） 納骨堂及び火葬場の場合は、緑地、駐車場等の配置とその面積を記載したものと及び駐車場にあってはその区画数を記載したもの並びに建物の平面図、立面図及び配置図

（3） 墓地等が傾斜地に設けられている場合は、第1号又は前号の設計図に当該土地の断面図を添付するものとする。

4 条例第4条第3項第4号の墓地等の付近の見取図は、次のとおりとする。

（1） 墓地等の境界線から200メートル（火葬場にあつては、500メートル）の範囲が確認できること。

（2） 墓地等の境界線から110メートル（火葬場にあつては、300メートル）の範囲が明示されていること。

（3） 前号の範囲内に存する土地又は建物の所有者並びに住民の住所及び氏名が記

載されていること。

- 5 条例第4条第3項第6号の墓地等の区域に係る土地及び当該土地の隣接地の公図の写しは、墓地等経営計画協議書の提出日前90日以内に交付され、作成者及び土地所有者の住所及び氏名並びに作成年月日が記載されているものとする。
- 6 条例第4条第3項第7号に規定する墓地等を経営しようとする理由を記載した書類とは、当該墓地等の面積、墳墓の区画数その他申請規模の必要性を記載した書類とする。
- 7 条例第4条第3項第8号に規定する収支見込書は収入（永代使用料、寄付金、管理料、借入金、振替金、墓石販売手数料等全ての収入）と支出（開発工事費、設計費、返済金（返済利子を含む。）、管理費、用地購入費等全ての支出）の状況が年度ごとに対比して記載されているものとする。
- 8 条例第4条第3項第8号に規定する資金計画書は、当該墓地経営に係る全ての自己資金並びに全ての収入及び支出が記載されているものとする。
- 9 規則第2条第2項第6号の市長が必要と認める事項は、墓参等で当該墓地等の周辺道路の混雑が予想される日の交通渋滞対策とする。
- 10 規則第2条第5項第4号に規定する書類は、当該法令の規定による許可書の写し等許可を確認できる書類又は申請書の写し等申請状況を確認できる書類とする。
- 11 規則第2条第5項第6号に規定する書類は、信者及び檀家の数、年間行事、法事、葬式の数等が記載されているものとする。
- 12 規則第2条第5項第7号に規定する市長が必要と認める書類は、宗教法人法第25条第1項に規定する財産目録又は収支計算書を作成している宗教法人が同法第6条第1項に規定にする公益事業として墓地等を経営する場合は、墓地等経営計画協議書の提出の日の属する年度から過去3年間の当該財産目録及び収支計算書とする。ただし、墓地等経営許可申請書の提出の日の属する年度が墓地等経営計画協議書の提出の日の属する年度と異なる場合には、当該年度までとする。

（経営計画の周知）

第5条 条例第5条に規定する標識の設置時期及び説明会の開催時期は、条例第4条第1項に規定する事前協議の中で、市長が確認した時期とする。

2 条例第5条第1項第2号に規定する説明会は、次のとおりとする。

(1) 条例第3条第2号に規定する宗教法人及び同条第3号に規定する公益法人にあっては、法人の役員が出席するものとし、説明する事項は次のアからケまでとする。

ア 墓地等の経営の許可申請予定者

イ 墓地等の名称及び所在地

ウ 墓地等における施設等の概要

エ 墓地等の維持管理の方法

オ 工事着手及び完了予定年月日

カ 工事の方法及び安全対策の概要

キ 墓参等で墓地等の周辺道路の混雑が予想される日の交通渋滞対策（宗教法人が宗教法人法第6条第1項に規定する公益事業として墓地等を経営する場合に限る。）

ク その他公益事業の有無及び有る場合はその内容

ケ 条例第6条第1項に規定する意見の申出の期限及びその方法

(2) 説明会の開催日及び開催回数は、次のとおりとする。

ア 墓地等の経営の許可の申請をしようとする者は、土曜日、日曜日又は祝日を含め複数回開催するものとする。ただし、書類等の不備により、第1号に規定する説明する事項が十分でない場合には開催回数に含めないものとする。

イ 墓地等の変更（墓地にあっては、墳墓を設ける区域の変更及び区画数の変更（規則で定める数以上の区画数を変更する場合に限る。））の許可を受けようとする者は、複数回開催するものとする。ただし、書類等の不備により、第1号に規定する説明する事項が十分でない場合には開催回数に含めないものとする。

3 前項の説明会に参加しなかった近隣住民等に対しては、同項第1号で規定する説明事項及び説明会の結果報告を別途個別に周知するものとする。ただし、同号ケで規定する意見の申出の期限前7日前までに周知するものとする。

4 規則第3条第6項第1号に規定する管理責任者とは、学校、病院、福祉施設等にあつては当該施設の長等とする。

(近隣住民協議)

第6条 条例第6条第1項に規定する近隣住民等との協議については、原則、対面によるものとする。ただし、市長が必要と認めた場合には、別の方法により行うことができる。

2 前項の協議を円滑に進めるため、申請予定者は、近隣住民等（個人又は意見を申し出た近隣住民等の代表者をいう。次項においても同様とする。）と協議事項、協議を行う場所及び時間等を十分に調整するものとする。

3 規則第4条第3項第2号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 協議開催状況が分かる書類（配布した資料のほかに使用した資料）

(2) 市へ報告する協議事項や協議結果などの協議内容を近隣住民等が確認したと分かる書類

(3) 協議が完了したことを申請予定者及び近隣住民等の双方が確認した書類。ただし、当該書類の作成が困難である場合には、確認行為のために行った近隣住民等との話し合い等の内容を記載した経過記録書を作成し、かつ、市長が適当と認めたものについてはこの限りでない。

(手続の省略)

第7条 条例第7条に規定する公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときとは、次の各号に掲げるときとする。

(1) 個人又は共同の墓地を公共事業等に伴い移転又は新設するとき。

(2) 墓地内に納骨堂を設置するとき。

(3) 墳墓の区画数を増やすとき。

(4) 宗教法人法第3条に規定する境内地内（以下「境内地内」という。）の既に経営の許可を受けている墓地の区域又は納骨堂の施設を拡張するとき。

（経営許可申請）

第8条 条例第8条第2項ただし書に規定する省略することができる書類は、条例第4条第3項に規定する墓地等経営計画協議書に添付した書類のうち、申請時に権利内容の変更等が生じていないもので、市長が認めた書類とする。

2 条例第8条第2項第1号に規定する議事録の写しは、会議の日時、場所、役員（理事）数、出席した役員（理事）の氏名、申請理由、墓地等の所在地、規模、資金計画、申請に至った経緯、議事結果が記載されているものであって、署名人の署名又は押印（写しの場合は代表役員又は理事長の原本証明）のあるものとする。

3 条例第8条第2項第1号の市長が別に定める書類は、議会で議決を得た事を証明する書類とする。

4 条例第8条第2項第2号に規定する書類のうち、条例第4条第3項第8号に規定する収支見込書及び資金計画書には、記載内容に応じて次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 許可申請をする者名義の銀行等の残高証明書及び当該残高を確認できる協議書提出日後の預貯金残高の推移を記録した預貯金の通帳の写し（継続して自己資金を有していることを示すもの）

(2) 寄付金に係る寄付申出書の写し

(3) 金融機関からの融資に係る融資証明書

(4) 金銭の貸借に係る契約に基づいて作成した公正証書の写し

(5) 工事等にかかる費用の見積書

(6) 許可申請書提出日前に自己所有地となっていない場合には、墓地等の経営の許可を受けようとする者と当該土地所有者との間の、当該土地を墓地等の経営の許可を受けようとする者に譲渡する旨を記した契約書（譲渡金額を記載した

もの)の写し

(経営許可の要件等)

第9条 墓地経営等の主体が宗教法人(法第6条第1項に規定にする公益事業として墓地等を経営する場合に限る。)又は公益法人(以下本条において「申請者」という。)にあっては、法の目的を達成させるために必要な許可要件として、次の各号を満たすものとする。

- (1) 申請者が安定的な経営を行うに足りる十分な基本財産を申請者が有しており、資金計画書における自己資金が当該墓地等の設置等に要する費用の50%に相当する額であること。ただし、当該申請をするときに負債(当該墓地等の設置等に要する費用に係る負債は除く。)を有する場合にあっては、当該50%に相当する額に当該負債の額を加えた額とすること。
- (2) 第1号ただし書の負債に伴う申請者の借入金は、銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年法律第44号)第2条第1項各号に掲げる金融機関であること。
- (3) 申請者が第8条第2項による当該墓地経営等を行うことを意思決定したことを証する書類が申請時の内容と変更等が生じていないこと。
- (4) 条例第4条第3項第2号の宗教法人法第12条第1項に規定する規則又は公益法人の定款が墓地経営等を可能としている規則又は定款となっていること。ただし、申請者が宗教法人であり、墓地経営等を可能としていない規則の場合には、墓地経営等を可能とする規則改正を行うことが条例第8条第2項第1号の議事録に記載されていること。
- (5) 墓地等の経営は公共的な事業であるため、また、墓地等の経営が利益追求の手段となることで利用者が不利益を被ることがあってはならないことから、収益の使途が支出見込書において全て明らかにされていること。
- (6) 墓地等の経営に係る中長期的な収支見込みが適切であり、収支見込書には将来にわたって適正な墓地等の経営戦略計画などの説明があること。

- (7) 確実な資金計画に基づく墓地造成計画及び墓地に関する適切な管理運営計画が策定されていること及びその責任所在が明確に分かること。
- (8) 申請者が宗教法人であって、墓地等の経営以外の事業を行っている場合には、経理・会計を区分しているものであること。
- (9) 申請に係る土地の存する市の区域内に住民の墓地等の需要を充足することが出来る既存の墓地等がなく、当該区域内の住民の現在の墓地等需要からみて、当該墓地等の必要性が十分に存在すること。
- (10) 前各号について、基本方針その他関係法令を遵守し、真摯に対応し、虚偽事項等が生じないように、高い倫理性を持って手続を行っていること。
- (11) 宗教法人又は公益法人の名を借りて実質的に墓地経営の実権を申請者以外が行うことがないこと及びその旨を書面で誓約できること。
- (12) 墓地等の使用に関する契約約款等は、利用者の保護の観点から、次に掲げる内容があり、かつ、利用者にとって分かりやすいものであること。
 - ア 契約内容が明確であること。
 - イ 契約に際し、利用者に契約内容が説明されるようにし、その前提として契約書及び重要事項の説明書が作成されていること。
 - ウ 料金に関する規定が明確であること。
 - エ 使用期限に関する規定が明確であること。
 - オ 利用者の保護が図られており、消費者基本法（昭和43年法律第78号）及び消費者契約法（平成12年法律第61号）に抵触するものでないこと。
- (13) 海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）の規定を適用し、申請者が契約する全ての業者から暴力団を排除するものとし、書面で誓約できること。

2 規則第7条第3号に規定する経営許可に付する市長が必要と認める条件は次のとおりとする。

- (1) 当該墓地等の計画に係る工事完了後、地目変更及び地積更正を行い、登記すること。

- (2) 公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認められ、立入検査及び報告徴収を必要に応じ行う際には協力すること。
- (3) 公衆衛生その他公共の福祉の見地から不適當であると認められるとき、又は虚偽の事項があったと認められたときは、墓地等の経営者に対し、法第19条の規定による施設の整備改善その他の強制処分命令を講ずること。

(墓地の設置場所等の基準)

第10条 条例第10条第2号ただし書きに規定する市長が認めるときとは、次の各号に掲げるときとする。

- (1) 個人又は共同の墓地を公共事業等に伴い移転又は新設するとき。
- (2) 既に経営の許可を受けている墓地等の経営の主体のみが変わるとき。
- (3) 墓地内に納骨堂を設置するとき。
- (4) 墳墓の区画数を増減するとき。
- (5) 境内地又は当該隣接地に墓地を拡張又は縮小するとき。

2 規則第8条第2項各号で定めるもののほか、周辺的生活環境との調和に配慮がなされており、墓地等計画区域の出入口に接する箇所から主要な道路に接するまでの間において、6メートル以上の幅員を有すること。

(墓地の構造設備の基準)

第11条 条例第11条第2号ただし書に規定する市長が適當と認めるときとは、次に掲げるときとする。

- (1) 墓地利用者の便益に多大な支障を来さず、かつ、管理が十分行き届く範囲に当該施設を確保できるとき。
- (2) 条例第10条第1号に規定する設置場所の基準に適合しているとき。

2 条例第11条第2号ただし書に規定する施設の一部を当該墓地に近接した場所に設けることができる施設とは、次に掲げる施設とする。

- (1) 墓地利用者がおおむね徒歩5分以内で利用できる駐車場
- (2) 当該墓地に近接する当該墓地を經營しようとする宗教法人の境内地内の管理

事務所、便所その他墓地を利用する者に便益を供するための施設

- 3 条例第11条第4号に規定する緑地は、墓地等墳墓を設ける区域（芝生墓地及び樹林墓地等を含む。）及び同条第2号ただし書に規定する墓地に近接した場所に設ける管理施設等墓地を利用する者に便益を供するための施設の敷地に設置するものはその面積算定の対象としない。
- 4 条例第11条第4号に規定する緑地には、芝地を面積算定の対象としない。
- 5 条例第11条第5号に規定する外部と明確に区分されることとは、隣接地から墓石等が見通せない高さの障壁又は樹木等で外部と明確に区分されることとする。
- 6 条例第11条ただし書に規定する市長が認めるときとは、第7条第1号及び第2号とする。

（火葬場の構造設備の基準）

第12条 条例第13条第7号に規定する緑地は、規則別表第2備考に規定する緑地をいい、芝地は緑地面積の算定としない。

- 2 条例第13条第8号に規定する外部と明確に区分されることとは、第11条第5項の規定に準じる。

（管理者の遵守事項）

第13条 条例第14条第2号に規定する墓石等とは墳墓の囲い、樹木その他墓地内のあらゆる構造物をいう。

- 2 規則第13条第3項第3号の市長が必要と認める書類は、変更の内容により、条例第4条第3項各号に準じた書類とする。

（勧告）

第14条 条例第20条に規定する正当な理由がなく行われていないと認める場合とは、次の各号に掲げる事項に該当し、かつ、指導に従わないときのことをいう。

- (1) 標識の記載内容及び設置期間が不十分な場合
- (2) 説明会における説明が不十分な場合
- (3) 近隣住民との協議が不十分な場合

(公表)

第15条 条例第21条の規定による公表内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 勧告に従わなかった者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地
- (2) 勧告の内容
- (3) その他市長が必要と認めた事項

(書類の提出部数)

第16条 条例の規定により申請予定者等が市長に提出する書類は、正本及び副本各1部とする。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。